

平成24年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総務部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
自治振興課	物品購入	衆議院議員総選挙に用いる投票用紙印刷	平成24年11月20日	独立行政法人国立印刷局	15,056,388	選挙の公正を図る必要から、盗難、事故、偽造等の防止に万全の措置が講じられていること、正確性、安全性が極めて高いことが求められ、代替性がないため。	2号	3イ
自治振興課	物品購入	第46回衆議院議員総選挙「選挙公報」および第22回最高裁判所裁判官国民審査「審査公報」	平成24年11月29日	滋賀高速印刷株式会社	19,014,525	再度の入札に付し落札者がなかったため。	8号	
事業課	新鋭リーグ戦第2戦第47回新鋭戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年10月16日	各ボートレース施行者	65,023,514	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	新・近江戦国絵巻シリーズ第4戦激闘!!関ヶ原決戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年10月26日	各ボートレース施行者	15,438,813	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	スポーツニッポン新聞社杯争奪第37回八景賞場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年11月16日	各ボートレース施行者	8,049,091	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	JLC杯開局20周年競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年11月28日	各ボートレース施行者	5,135,759	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	新・近江戦国絵巻シリーズ第6戦疾風!!山崎合戦場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年12月13日	各ボートレース施行者	36,670,023	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2